監査結果に関する措置状況報告書

報　告　番　号：報告監５の第12号

監 査 の 対 象：令和４年度監査委員監査　物品管理等に関する事務

所　管　所　属：総務局

通知を受けた日：令和５年８月24日

指摘№	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 （予定日）
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和３年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和３年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 １.上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	【１】所属内全課において、備品出納簿を出力・保管することに加え、所属内のチームサイトに格納することで、物品担当課である総務課が出力状況を確認し、出力・保管漏れが発生しないように運用方法を変更するとともに、所属内の事務処理マニュアルを改定し、所属内事務勉強会において、ルールの周知、徹底を行った。（事務勉強会開催日：令和５年２月22日） 改定した事務処理マニュアルに基づいて、備品出納簿を出力期間中（令和５年４月18日～令和５年５月26日）に出力・保管を行った。また会計室からの依頼に基づき令和５年６月５日に再出力した備品出納簿についてもチームサイトに保管されていることを確認した。	措置済	令和５年６月５日
３（１）	所属内における各部署の物品管理について改善を求めたもの 実地調査において、所属が管理する物品について現物が確認できず、また、当該物品に係る不用の意思決定や備品台帳の修正に係る手続が実施されていなかった。 【指摘事項】 １．総務局は、上記のとおり現物確認ができなかった部署の所管物品全件について改めて現物と台帳の照合を行い、実在を確認されたい。 ２．総務局は、物品の廃棄に係る事務処理が適切に実施されるよう、所属において、定められた手続を周知し、運用されたい。	【１】該当課の所管物品全件について、所管物品にかかる物品現在高調査において現物と台帳の照合を行い、令和５年５月26日に実在を確認した。 【２】物品管理に係る事務処理について、所属内の事務処理マニュアルを改定するとともに、所属内事務勉強会を実施し、ルールの周知、徹底を行った。（事務勉強会開催日：令和５年２月22日）	措置済	令和５年５月26日
３（２）	破損物品の取扱いに関する意思決定について改善を求めたもの 実地調査において、総務局行政部総務課が管理する彫刻「そよかぜ」（取得価格　4,000,000円）について、破損したままの状態で仮置き場にて長期保管されていることを確認した。 当該物品が芸術作品であることから、破損によって使用することができないとして廃棄するのか、修繕可能か否かなどについて判断が難しく、対応について意思決定がなされないままとなっていた。 【指摘事項】 総務局は、破損した彫刻作品について、所属として対応方針を決定し、方針に基づき適切に取り組まれたい。	当該物品に関しては、再度展示をするために修繕を令和５年度に実施することを所属として決定した。決定した方針に基づき、適切に取り組んでいく。	措置済	令和５年３月30日